

令和5年度（2023年度）第5回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2023年10月2日（月）午後1時30分開会  
場 所：か での 2 ・ 7 5 階 520 研 修 室

## 1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第5回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が露崎会長の1名、オンラインでの出席が7名、合わせて8名の委員の方にご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、先崎委員については、オンラインにて遅れて参加のご予定と伺っております。

審議会の運営につきましては、本日もオンラインを併用する対面形式での開催となっております。

続きまして、本日の資料について確認いたします。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1から資料1-4、資料2-1から資料2-3となっております。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議題は2件でございます。

議題（1）は、本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）JRE 今金せたな風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。薄茶色の図書で、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の事業です。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

議事（2）は、本日が3回目の審議となり、こちらも答申を予定しております（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業環境影響評価方法書についてです。クリーム色の図書で、株式会社ユーラスエナジーホールディングスの事業です。事務局からの主な3次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、40分程度を予定しております。

それでは、これからの議事進行は露崎会長にお願いいたします。

どうぞよろしく願いいたします。

## 2. 議 事

○露崎会長 よろしく申し上げます。

それでは、早速ですが、議事（1）に入らせていただきます。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）JRE 今金せたな風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの事業概要の説明及び主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 事務局の道場です。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

まず、資料 1-1 から資料 1-4 をご用意ください。

順に説明していきますが、資料 1-1 が 2 次質問を加えた事業者への質問と事業者回答になります。本事業の 1 次質問のやり取りについては、8 月の審議会でご審議をいただいたのですが、そこでの意見などを 2 次質問に反映して、事業者から回答をいただいております。

資料 1-2 は、質問のやり取りの中で生じた図書の修正などについて、事業者から提出されたものです。

資料 1-3 は、事業に関係する 3 町長の意見になります。アセス法に基づき、道から関係町に意見照会をし、知事意見の作成の際に意見を勘案しております。

資料 1-4 は、当審議会に道から諮問をさせていただきました本事業に係る答申文（案）たたき台となります。

次に、事業概要について図書を使って簡単にご説明したいと思います。

まず、図書の 4 ページをご覧ください。

こちらは区域図でありまして、図内の中央の黒色の線で囲まれた部分が事業実施想定区域となりまして、赤色の線の部分が既存道路の部分的な改変のみの可能性がある範囲となっております。

次に、28 ページをご覧ください。

こちらには風車の構造図が載っておりまして、単機出力は 4,300 キロワット程度、最大高さは 180 メートル、最大設置基数は 30 基、総出力は 12 万 9,000 キロワットを想定しております。

次に、まためぐりまして、33 ページをご覧ください。

こちらは事業実施想定区域周辺における他事業についてですが、既に稼働中の風力発電施設が 3 件、手続中の風力発電事業が 9 件存在しており、そのうち、今金風力発電事業と本事業の区域が重複しているという状況となっております。

簡単ですが、図書を用いるのは以上としまして、次に、資料 1-1 を用いて、答申に係る部分を抜粋し、2 次質問とその事業者回答について説明いたします。

なお、資料 1-2 については、資料 1-1 の 7 ページの質問番号 3-17 の質問により出てきたものとなります。1 次質問のときに示された図をさらに修正してもらったものになりますが、説明は割愛させていただきますので、適宜、ご参照を願います。

それでは、資料 1-1 の 1 ページの質問番号 1-2 をご覧ください。

こちらは図書の公表についての質問で、1 次質問に続いて 2 次質問をさせていただいております。これに対して、事業者からは、縦覧期間終了後の図書の公開については、1 次回答のとおり控えておりますが、住民から要望があった際に図書の貸出しを行った実績がある、住民との相互理解促進のため、住民からのご要望やご意見を確認した上で対応について検討しますとのことです。道としては、引き続き、環境省の公表に関する考え方を踏まえて、ダウンロードや印刷、公表期間について、利便性の向上を求めていきたいと思っ

おります。

次に、めくりまして、2ページの質問番号2-3をご覧ください。

こちらは、今後実施する現地調査において、自然度の高い植生の位置や現況を把握した上で、群落の希少性等について評価し、自然植生と判断された群落については改変を避けるよう計画していく旨、1次質問で回答がありましたので、それは自然度9も自然度10と同等に考慮されるものかと伺いました。これに対して、事業者からは、自然度9は自然度10と同等に考慮する、また、現地調査の結果、現在、自然度9になった地域などであった場合、その地域についても自然度9として扱うとのことでした。

また、5ページの質問番号3-9で関連の質問をしております。これに対して、事業者からは、植生自然度9以上に該当する範囲については、改変区域から除外することを最優先にし、事業計画を検討するとのことでした。

次に、そのまま5ページの質問番号3-11をご覧ください。

こちらは、1次質問の①で質問した若松トドマツ希少個体群保護林については、方法書作成時に対象事業実施区域から除外されると理解してよいか、また、本保護林と事業実施想定区域の離隔距離はどの程度考慮されるのかを伺いました。これに対して、事業者からは、方法書作成時に対象事業実施区域から除外する、また、保護林の改変がない計画としますが、風車配置及び取付け道路については検討中となるため、保護林の外周を囲み、事業実施想定区域から除外する予定とのことでした。

次に、飛びまして、8ページの質問番号4-1をご覧ください。

こちらでは、累積的影響の検討を進めるとのことですが、準備書以降の手続の図書を対象とするという意味なのか、それとも、本事業の準備書以降の手続段階で検討を開始するという意味なのか、また、配置及び機種が確定というのはどのような状態を指すのかを伺いました。これに対して、事業者からは、準備書以降の手続の図書を対象とするという意味で、配置及び機種が確定というのは、他事業の事業者が設置する風車の配置と機種を確定した状態を指す、風車の配置と機種が確定した状態であるかどうかは他事業者の計画次第となるため、他事業者と協議の上、確認をするようにするとのことでした。

また、少なくとも方法書段階において累積的な影響が生じる可能性のある事業とその影響の予測、評価の手法についての検討を行う必要があるのではないか、また、本事業は事業実施想定区域内に他事業の事業実施想定区域を含んでおり、累積的影響の懸念が大きいことから、事業の早期段階から特に慎重な検討が求められるのではないかと伺いました。これに対して、事業者からは、方法書段階において累積的な影響が生じる可能性のある事業とその影響の予測、評価の手法について検討する、また、本事業の事業実施想定区域内に他事業の事業実施想定区域を含んでいることは認識しており、配慮書作成に当たり、事業者と情報交換を行っている、今後も累積的影響について慎重に検討し、必要に応じて準備書に反映しますとのことでした。

最後に、9ページの質問番号4-5をご覧ください。

こちらは、1次質問にて植物の重要な種の生育環境の分類について伺い、2次質問では、それらの生育環境が異なっていることや、水辺と湿地、礫地、草地及び耕作地の項目を分ける必要はないかと伺いました。これに対して、事業者からは、いずれも事業実施に伴う直接的な影響はないものの、工事実施箇所によっては生育環境への一時的な影響が生じる可能性があることから、主な生育環境として同一に扱った、また、生育環境を細分化することにより複数項目に同一種が記載されるほか、細分化された生育環境により影響の度合いが異なることから、同じ種でも影響度合いの記述が様々となり、読者に誤解を与える可能性があることから、項目は分けず、現状のままとするとのことです。

以上で資料 1-1 の説明は終わらせていただきます。

続きまして、資料 1-3 の関係町長の意見についてご説明いたします。

本配慮書の関係町は、今金町、八雲町、せたな町の 3 町になります。

資料の順で説明していきます。

まず、今金町長からの意見です。

事業実施想定区域及びその外郭から 2 キロメートルの範囲に存在する住宅等における施設の稼働に伴う重大な影響の回避及び低減について、また、事業実施想定区域及びその周辺に生息するヒグマやシカへの施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響による生息・行動域の変化に伴う畑等の作物被害の懸念について意見がありました。

次に、八雲町長からの意見です。

八雲町からは 6 点ありまして、周辺農用地の耕作及び家畜飼育などに支障のないよう措置すること、地域森林計画対象民有林において森林法に基づく手続を行うこと、土砂流出等により魚類の生息に大きな影響を与えないよう留意すること、水源及びその周辺の地下水脈に影響を及ぼさないよう最大限配慮し、その検討、経緯を準備書に記載すること、希少動植物の調査、保護に努めること、気象レーダーへの影響を調査すること、地域住民と関係団体に対する丁寧な説明や合意形成を図ることについての意見となっております。

最後に、せたな町長からの意見です。

配慮書に記載された計画段階配慮事項及び調査、予測、評価の手法についてはおおむね妥当であると判断いたしますとの回答をもらっております。

関係町長意見の説明については以上になります。

最後に、資料 1-4 の答申文（案）たたき台についてご説明いたします。

まず、前書きからになります。

1 段落目では、事業特性として、風車の諸元、基数、最大出力などを記載し、2 段落目では、本地域の特性として、区域及びその周辺にある自然環境のまとまりの場、希少鳥類の生息情報、砂防指定地や住宅等の存在、周辺他事業について示しております。

続きまして、1 の総括的事項に入ります。

まず、(1) では、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たり、科学的根拠を求めているほか、それを示すことができない場合の事業計画の見直しを求めてお

ります。こちらは、従来どおりの記載となります。

次に、(2)は、事業実施想定区域などの設定についての意見です。こちらは検討過程の説明が分かりやすくなっていると思いますので、不十分であるとはしていませんが、砂防指定地が区域内にあることから、土砂流出による生態系等への影響がないよう配慮し、方法書では検討過程を分かりやすく示すことを求めています。

(3)は、累積的影響に対する意見です。記載内容は、本区域の周辺事業であり、評価書が確定している(仮称)せたな太櫓ウィンドファーム事業に対する意見を参考に作成しております。内容としては、他事業者が先行して環境影響評価手続を実施している風力発電事業があることから、当該事業者と十分協議を行った上で、風車の配置などの事業計画を検討すること、また、事業者から必要な情報を入手し、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

(4)は、区域の一部が八雲町と重複していることから、八雲町の風力発電等に係るゾーニングを踏まえ、調整することを記載しております。

(5)は、住民等との相互理解の促進についてですが、町長意見も勘案し、積極的な情報提供や丁寧な説明を行うことを求めています。

(6)は、図書の公表についてですが、印刷やダウンロードができなかったことや、縦覧期間の延長といった対応が見られなかったため、利便性向上に努めるよう求めています。

続きまして、個別的事項に入ります。

まず、項目は、騒音及び風車の影、水質、動物、植物及び生態系、景観の五つとしております。

まず、(1)の騒音及び風車の影については、事業実施想定区域周辺の住宅等に対し、風車との離隔距離を取るなどして、影響を回避または低減することとしております。

次に、(2)の水質については、事業実施想定区域にせたな町の水道水源の集水域があることから、適切な方法による調査、予測及び評価の結果を踏まえて、水道水源の水質に影響を及ぼすと考えられる区域を事業実施想定区域から除外するなど、影響を回避または十分に低減することとしております。

次に、(3)の動物についてです。

アは、前書きでも挙げていますが、重要種の生息情報や夜間の渡り、コウモリ類などの情報について述べまして、これらの種の生息状況等に関する詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う影響について予測、評価を実施し、事業に反映させることにより、影響を回避、低減することとしております。

イは、改変する可能性のある環境に生息する動物相を的確に把握し、重要な動物種の生息環境への影響を回避、低減することとしております。

次に、(4)の植物についてです。

アは、保護林、植生自然度9のチシマザサーブナ群集、保安林などの重要な自然環境の

まとまりの場への影響の回避や低減に触れまして、そのうち、若松トドマツ希少個体群保護林の全てが事業実施想定区域と重複していることから、関係機関と協議を行った上で区域を検討することを特出ししております。

こちらは、Q&A の事業者への質問と回答で保護林は除外する方針であることを既に確認しているのですが、保護林の区域の除外だけではなく、その周辺についても検討の必要があると思われるので、除外とは言わず、対象事業実施区域を検討することという表現にしております。

イは、改変する可能性のある環境に生育する植物相を的確に把握し、重要な植物種の生息環境への影響を回避、低減することとしております。

ウは、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査等を行うことを求めておりまして、イとウは従来どおりの表記となっております。

次に、（５）の景観についてです。

アは、主要な眺望点の選定についてですが、事業者への質問で役場へのヒアリングが実施されていることが確認できましたので、自治体に限らず、観光協会などの関係機関へのヒアリングなどにより、ほかに選定すべき眺望点がないかを改めて検討すること、その上で、適切に調査、予測、評価し、影響を回避、低減することとしております。こちらは、従来、ヒアリング対象を広げると表記していたところですが、関係自治体に限らず、「関係機関へのヒアリングなどにより」とし、ヒアリング対象を明確に示す形に修正しております。

イは、垂直見込角が 10 度以上となる富里生活改善センターや金原基幹集落センターを例示し、こうした景観への影響について適切な調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めております。

資料に関する説明は以上とさせていただきますが、最後に、こちらの答申文（案）について、本日欠席されている奈良委員から事前に意見をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

答申文（案）の「重大な影響を及ぼすおそれがある」と「重大な影響が懸念される」の使い分けについて、今まで気がつきませんでした。今回、留萌の事業では「懸念される」が複数回使われており、今金の事業では「及ぼすおそれ」と「懸念される」が混在しています。意識的に使い分けをしているのでしょうか。また、今金の事業の水質の欄には、「影響を及ぼすと考えられる区域」とあり、「影響を及ぼすおそれがある」でも「影響が懸念される」でもありません。個人的には、「重大な影響が懸念される」よりも、「重大な影響を及ぼすおそれがある」のほうが強いかと思っておりますので、「重大な影響を及ぼすおそれがある」に統一したほうがいいのかと思っております。という意見がありました。

こちらについて事務局内でも検討してみたのですが、辞書において、おそれというのは、よくないことが起こるのではないかという心配、懸念とあり、懸念という単語は、気にか

かって不安に思うことという意味があり、おそれと懸念については、辞書的にも強弱の違いがありませんでした。答申文でも、それぞれの単語により強弱をつけるといった意識的な使い分けはしておらず、文章の流れとして読みやすいほうを選定しているので、今回、意見の修正はしない方針で考えております。

また、こちらの（仮称）JRE 今金せたな風力発電事業の答申文（案）たたき台の個別的事項の（２）の水質の下から２行目にある「影響を及ぼすと考えられる区域」についてです。工事中の水の濁りについては、本配慮書では、工事計画等まで決まっているような熟度がないことから、計画段階配慮事項に選定されておらず、現段階で配慮事項に含まれていない内容まで知事が判断していると読み間違えられることを避けるため、今回、「考えられる」という言葉を使用しております。

事務局の見解としてはこのような形になりますが、こちらの意見も含めてご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。今の奈良委員からの提案につきましても何かご意見がありましたらよろしくお願いします。

○**鈴木委員** 反対意見ということではないのですけれども、資料 1-4 のたたき台の 2 ページ目の個別的事項の（２）の水質に関わる事柄についてです。

ここには、せたな町の水道水源の話が出てまいります。一方、先ほどご説明をいただいた資料 1-3 の関係町長からのご意見の中の 2 枚目に八雲町長からのご意見がありまして、その 2 の意見の（４）でも水源という言葉が出ています。これを拝見しますと、八雲町長としては水源に配慮をお願いしたいということをおっしゃっているのではないかと感じました。そうしますと、答申文（案）たたき台ではせたな町だけになっているのですが、八雲町は入れなくてもよいのかという点が少し気になりました。

○**事務局（道場主任）** 八雲町長の意見で水源の話題が出ていまして、こちらを入れる必要はないのかという意見だと思います。八雲町長の意見を読みますと、「水源及びその周辺の地下水脈に影響を及ぼさないよう、最大限配慮するとともに、その検討、経緯を準備書に記載することを求める。」とございます。こちらでは、準備書に記載することを求めており、方法書の範疇の話になると思いましたので、そういう理由で知事意見には反映しないという整理にしているのですが、いかがでしょうか。

○**鈴木委員** 大変よく分かりました。どうもありがとうございます。

○**露崎会長** そのほかにご質問やご意見等がございましたらよろしくお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** 最後に確認ですが、奈良委員からのご意見に関しましては、事務局の回答のとおりで、今回の答申文は訂正しないということによろしいですか。

○**事務局（道場主任）** はい。

○**露崎会長** それでは、本件につきましては、変更を行う意見はありませんでしたので、



たたき台のままとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

続きまして、議事(2)に入ります。

本日が3回目の審議となり、答申を予定しております(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業環境影響評価方法書についてです。事務局から主な3次質問とその事業者回答、答申文(案)たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局(川村係長) 事務局の川村です。よろしくお願いいたします。

まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

クリーム色の図書をご覧ください。留萌北部の事業の方法書となります。

最初に、6ページをご覧ください。

対象事業実施区域は赤色の線で囲まれた範囲であり、薄い赤色で塗られた箇所は道路改良等が予定されている範囲です。赤色の線で囲まれた対象事業実施区域は、本図では三つに区分されており、第6章に記載されている調査、予測及び評価の手法は、この三つの区分ごとに作成されています。しかし、隣の7ページをご覧くださいますと、一番北側の区域は二つの地区に分かれるとされておりまして、本事業は全体で四つの発電所を設置する計画とされています。

6ページに戻りますが、対象事業実施区域が位置する市町村は、天塩町、遠別町及び初山別村であり、関係市町村もこの3町村のみとされています。

続いて、ページが大きく飛びますが、575ページをご覧ください。

配慮書及び方法書における事業計画の比較について記載されております。

こちらの表では、総出力、単機出力、基数が増加した一方、区域面積が縮小されたことが示されております。

なお、風力発電機のローター直径及び最大高さについてはこの表には記載されておませんが、この2点についても増大する計画変更となっております。

最後に、576ページをご覧ください。

こちらには区域の見直し内容が図示されておりまして、縮小された箇所は緑色、追加された箇所は赤紫色で示されております。

簡単ではありますが、事業概要の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料2-1の質問事項及び事業者回答についてです。

従来ですと、3次質問とその事業者回答について、答申に係る部分を中心に抜粋して説

明しておりますが、今回は資料 2-3 の答申文（案）たたき台の説明の際に関連する質問についてご説明させていただきます。

続きまして、資料 2-2 の関係町村長の意見をご覧ください。

まず、天塩町長からの意見ですが、全体的事項として、環境アセスメントについて積極的な周知を図ること、また、専門家等と密に連携しながら、環境影響の低減、回避に十分な予測、評価を行い、最善の措置を講じることなどについて記載されています。

次に、個別的事項におきましては、（１）として騒音及び振動、（２）として動植物及び生態系、（３）として景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について、それぞれ環境保全に最善の措置を講じること等についての意見が記載されております。

続いて、遠別町長からの意見ですが、全体的事項として、環境アセスメントについて周知を図ること、また、適切に調査、予測、評価を行い、その結果を事業計画の検討に反映することなどが記載されております。

次に、個別的事項におきましては、（１）として騒音及び風車の影、（２）として動植物及び生態系、（３）として景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について、それぞれ影響が生じることのないよう万全の措置を講ずることなどについて記載されております。

最後に、初山別町長からの意見ですが、評価方法及び調査、予測、評価の手法についてはおおむね妥当であると判断されますとのことでした。

資料 2-2 の説明については以上とさせていただきます。

続きまして、資料 2-3 の答申文（案）たたき台について説明させていただきます。

資料 2-1 についても、途中で参照いたしますので、併せてお手元にご用意をお願いします。

それでは、資料 2-3 の答申文（案）たたき台をご覧ください。

前書きにつきましては、従来どおり、１段落目に事業概要を、２段落目に地域概要を記載し、３段落目では、以上を踏まえ、次の事項に的確に対応することとしております。従来と異なる点は、１段落目の事業概要において、四つの発電所を設置する計画である旨を明記したこと、また、事業全体を指す文言として、配慮書に対する答申と同様に、風力発電所群という文言を使用したことの２点です。

次に、総括的事項についてです。

（１）から（４）は、従来の方申とは大きく異なる内容としております。

まず、（１）ですが、配慮書に対する知事意見において指摘した事項への対応がされておらず、図書として信頼に足るものとなっていないことを指摘した上で、不備のない図書の作成を求める意見としております。

次に、（２）は、調査、予測及び評価の手法について妥当と判断するために必要な情報が十分に示されていないことに対する意見であり、従来の方申書に対する答申では、（１）に記載していた、専門家等へのヒアリングや適切な調査、予測、評価を実施した上で、確

実に環境影響を回避または低減することをこちらに記載しております。

なお、専門家等へのヒアリングにつきましては7行目の中ほどに記載しておりますが、従来、「専門家等から助言を得るなどしながら」としていた部分について、助言を得るだけでなく、調査等の内容に反映することを求める意見とするため、「専門家等から得た助言を反映するなどしながら」に変更しております。

次に、(3)ですが、経済産業省における審査要領や経済産業省が発出した通知の内容、また、電気事業法の規定に照らし、(1)及び(2)に記載した内容を踏まえると、方法書で示すべき内容が備わっているかについて改めて検討が必要であることを指摘し、検討の結果によっては方法書の手続をやり直すことを求める意見としております。

なお、ここで引用した通知等は、先日、各委員に参考資料としてメールでお送りさせていただきました。

ここで資料2-1の6ページをご覧ください。

(1)から(3)の意見については、質問番号2-6の3次質問の②において、調査方法が適切に検討できる程度に、風力発電機の配置を含めた事業計画及び調査計画を作成し、また、誤記や誤植、不正確な記載について改善した上で改めて方法書として取りまとめることを検討してくださいと指摘していたことを踏まえて作成しております。なお、この質問に対する事業者の回答は、計画の基本的な骨格は妥当と考えており、再縦覧を行う予定はなく、調査計画を適切に修正した上で現地調査を実施するとのことでした。

続いて、資料2-3にお戻りください。

総括的事項の(4)は、幌延町が関係地域ではないことを妥当と判断するための十分な根拠が示されていないことに対する意見です。幌延町が関係地域に含まれるかについて十分に検討し、検討の結果によっては方法書の手続をやり直すことを求める意見としています。

関係地域に関するQ&Aについては、資料2-1の28ページの質問番号6-19をご覧ください。

こちらは、騒音及び振動に関する質問となっております。3次質問の①では、国道232号と道道106号という幌延町内を通る二つのルートへの影響の調査、予測、評価を実施する計画とされていないことを妥当とする根拠について質問しました。これに対して、事業者からは、合流後のデータをもって合流前のデータの確認はできないとした上で、二つのルートが交流した後のほうが影響が大きくなるものであり、より影響が大きい地点で評価をするほうが安全側の評価になるとの説明にとどまり、合流前の各ルートへの影響を把握する必要はないとする十分な根拠は得られませんでした。

次に、41ページの質問番号追加6-60をご覧ください。

こちらは景観に関する質問ですが、3次質問の①として、幌延町と天塩町の境に架かる天塩河口大橋について、天塩町内にのみ主要な眺望点が存在するとされていますが、幌延町内に主要な眺望点が存在しないことを妥当とする根拠について質問しました。これに対

して、事業者からは、天塩町側のほうが風力発電機設置検討範囲に近いとの説明にとどまり、幌延町に主要な眺望点が存在しないとする十分な根拠は得られませんでした。

次に、42 ページの質問番号 6-43 をご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場に関する質問ですが、3 次質問の②において、幌延町内に存在する人触れの場について、四つの発電所を同一工期で施工する計画であることも踏まえ、改めて調査地点を設定する必要があるかについて質問しました。これに対して、事業者からは、騒音及び振動への回答と同様に、幌延町内について、想定される工事用車両の台数は二つのルートが合流した後の台数を上回らないと考えられるとの説明にとどまり、調査地点を設定する必要があるとする十分な根拠は得られませんでした。

それでは、答申文（案）たたき台に戻ります。

今回、総括的事項の（3）及び（4）は、方法書の手続をやり直すことを求める意見としておりますが、法律の解釈等の観点からこのような記載が妥当なのかについて、後ほど鈴木委員からご意見をお伺いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、総括的事項の（5）は、配慮書段階からの事業計画の見直しに対する意見です。区域の絞り込みをした一方、追加した区域の大部分が保安林であり、また、自然度の高い植生が存在していることを指摘し、さらに、発電所最大総出力、風車のローター直径、最大高さ及び設置基数が増大しており、環境影響の増大が懸念されるため、風車の諸元、設置基数及び配置について、さらなる検討を求める意見としております。

なお、3 ページの上から 2 行目において「図書の作成に当たっては、」としていますが、こちらは、従来、「準備書の作成に当たっては、」としていた部分です。今回、方法書手続のやり直しを求める意見としていることから、改めて作成する方法書も含め、図書という文言に変更しており、他の箇所でも同様の文言変更を行っております。

次に、（6）は、従来どおり、累積的影響について適切に評価等を行うことを求める意見です。

（7）は、相互理解促進を求める意見であり、従来どおりとしております。

（8）は、遠別町風力発電施設に関するガイドラインについて調整を図ることを求める意見です。

（9）は、情報公開の利便性向上を求める意見です。縦覧期間終了後もウェブサイトでの閲覧が可能な状態となっており、一定の配慮が認められますが、さらに印刷可能な状態にすることなどを求める意見としております。

続いて、個別的事項についてです。

（1）は、騒音及び振動についてです。

アは、事業実施想定区域の北側の二つのルートが合流する前の各ルートに対する影響について、適切に評価等を行うことを求めています。

イは、対象事業実施区域及びその周辺には住居や学校等が存在していることから、適切に評価等を行うことを求める意見で、従来どおりとしています。

ウは、建設機械の稼働に伴う騒音について、適切な調査回数及び時期を設定すること、また、評価に当たって適切な基準との整合性を検討することを求める意見です。

エは、従来どおり、不確実性があることなどを踏まえて、施設稼働後に影響が確認された場合の対策を検討することなどを求める意見です。

オ及びカは、従来どおりの意見であり、累積的影響について適切に評価等を行うことを求めています。

次に、(2)の水質についてです。

アは、対象事業実施区域には遠別町及び初山別村の水道水源の上流域が含まれるため、関係町村と協議を行った上で適切に評価を実施することなどを求める意見です。

イは、従来どおりの意見であり、局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえることを求めています。

次に、(3)の風車の影についてです。

アは、図書において風車の影の調査地点が示されていないことから、適切な地点を設定することなどを求める意見です。

イは、対象事業実施区域及びその周辺には住居や学校等が存在していることから、適切に評価等を行うことを求める意見であり、従来どおりとしています。

ウは、従来どおりの意見で、影響が回避または十分に低減されているかの観点から評価することを求めています。

次に、(4)の動物についてです。

アは、調査地点の設定根拠と位置図に整合がないこと、また、踏査ルートがラインセンサス法以外に示されていないことを指摘した上で、調査に当たっては適切に設定することを求める意見としています。

イからオは、従来どおり、哺乳類、コウモリ類、鳥類、そして昆虫類等について適切に評価等を行うことを求める意見です。

次に、(5)の植物についてです。

アは植生調査の調査地点について、イは植物調査の踏査ルートについて、動物のアと同様に、図書では具体的に示されていないことを指摘した上で、調査に当たっては適切に設定することを求める意見としております。

ウは、調査時期について、図書では季節のみの記載であり、実施月が示されていないことを指摘した上で、適切な調査時期を設定することを求めています。

なお、1点修正をお願いしたいのですが、3行目の中ほどにある「道北の四季の移り変わり」について、より分かりやすい表現とするため、「道北地域の四季の移り変わり」と「地域」の2文字の追加をお願いいたします。

エは、従来どおりの意見で、特定植物群落の天塩町干拓～更岸海岸林や植生自然度の高い区域について除外すること等を求めています。

オは、従来どおり、外来植物の拡散防止等を求める意見です。

次に、（６）の生態系についてです。

アは、上位性注目種及び典型性注目種について、妥当な種が選定されているかが判断できないことを指摘し、「このため、」以降に、従来、妥当な種の見直しを求める意見として記載していた内容を記載し、適切な種を選定することを求める意見としております。

なお、ここも１点修正をお願いしたいのですが、６ページの２行目の文末の「されているかの判断ができない」の記載について、「の」を削除し、「されているか判断ができない」へ修正をお願いいたします。

続いて、イは、上位性注目種として選定しているオジロワシに関し、適切な調査等を求める意見です。

ここでも１点修正をお願いしたいのですが、４行目の中ほどにある「生態数を対象とした」の部分は、「態」の字から「体」に修正をお願いいたします。

なお、こちらの意見は、前回の審議会での白木委員の発言を踏まえて作成しております。

続きまして、ウは、典型性注目種として選定しているウグイスに関し、適切な調査を求める意見です。

ここでも１点修正をお願いしたいのですが、３行目の「種の密度」の記載について、「生息密度」に修正をお願いいたします。

なお、本意見については、２次質問、３次質問で先崎委員から指摘のあった意見等を反映して作成しているところです。

最後に、エは、従来どおりの意見であり、土地改変等の範囲を必要最小限とすることや、鳥獣保護区等に対しては改変の回避を最優先に環境保全措置を検討することを求めています。

次に、（７）の景観についてです。

アは、直接的な影響を受ける可能性がある景観資源について、調査、予測及び評価の手法が具体的に示されていないことを指摘した上で、適切な評価等を行うことを求める意見です。

イは、従来どおりの意見ですが、対象事業実施区域が広範囲であることを踏まえ、各地区に関し、主要な眺望点を記載しております。

ウは、幌延町が関係地域に含まれないことについて再検討などを求める意見としております。

エの前段は、従来どおりの意見であり、フォトモンタージュの作成を適切に行うことを求めています。「また、」以降につきましては、主要な眺望方向を利尻山方向とした場合に水平的景観の評価等を行うこと、利尻山方向以外にも適切に眺望方向を設定することを求める意見です。

オは、従来どおり、適切に累積的影響の評価等を行うことを求めています。

次に、（８）の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

アは、景観と同様、直接改変による影響に関し、調査、予測及び評価の手法が具体的に

示されていないことを指摘した上で、適切な評価等を行うことを求める意見です。

イは、従来どおりの意見ですが、対象事業実施区域に近い場として、みなくるびーち、遠別旭温泉を挙げ、騒音、風車の影等による影響についても適切に評価等を行うことを求めています。

ウは、幌延町が関係地域に含まれないことについて再検討などを求める意見です。

エは、従来どおり、季節変動に十分に配慮すること等を求めています。

オも従来どおりの意見で、累積的影響について適切な評価等を行うことを求めるものです。

最後に、(9)の廃棄物等については、従来どおり、廃棄物及び残土について適切な評価等を行うことを求める意見としています。

なお、答申文内に「影響が懸念される」と「影響を及ぼすおそれがある」という表現がありますが、これらの文言の使用に対する事務局の考えは、先ほどの議事でご説明したとおりとなっております。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしく願いいたします。

**○露崎会長** それでは、ただいまの説明について皆様からご質問やご意見を伺いたいところですが、これは驚きの長さで、多分、自分が委員をやっている7ページもある答申文は初めてだと思います。それくらい問題があるといえますか、指摘をしなければならない場所ですし、多分、方法書をできたらやり直してほしいと書いたのも初めてだと思いますので、先ほど事務局からもありましたように、まず、その辺の筋道といえますか、法的な解釈について鈴木委員から説明をいただくと理解が進むかなと思います。そのような順番でやりたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

**○露崎会長** 申し訳ありませんが、鈴木委員、よろしく願いいたします。

**○鈴木委員** まず、ご提案いただきましたたたき台の内容を拝読しましたところ、法的に不適切な表現や誤っているところは特に見当たりませんでした。つまり、このたたき台のとおりでよろしいのではないかと思います。

ただ、1点気になったところは、本たたき台の1の総括的事項の(3)ですが、発電所の環境影響評価に係る環境審査要領というのは経済産業省から出ているものですよね。ここは冒頭に経済産業省と書かなくてよいかどうか、ご検討をいただければと思いました。

**○露崎会長** 法的には問題がないと見受けられるため、話を進めていいということだと私は理解しましたので、その筋でよろしく願いいたします。

それでは、今の鈴木委員の意見についてお願いします。

**○事務局(川村係長)** (3)の発電所の環境影響評価に係る環境審査要領については、経済産業省が作成しているものだとすることを明記してはどうかというご意見であったと思います。

こちらの方法書に対する答申文を基に知事意見を作成していくのですが、その知事意見は経済産業省に提出するものです。配慮書の知事意見は事業者に直接お渡しするのですが、方法書と、今回の議事にはないですけれども、準備書の2点につきましては、経済産業省に対して知事意見を送ることになっており、提出先が経済産業省であることから、当然、受け取るほうは分かるかなということで省略していたところですが、それでも記載が必要ということであれば何らかの形で追記をしたいと思いますが、改めてこの点についてのご意見をお伺いできればと思います。

○鈴木委員 ご説明はよく分かりました。どなたが読んでも分かりやすいようにという点からすると書き加えたほうがいいかなとは思いますが、そのあたりは皆様のご判断に従いたいと思います。

○露崎会長 事務局の判断になるかと思いますが、いかがいたしますか。

○事務局（佐々木環境政策課長） 事務局の佐々木でございます。

分かりやすさから経産省を入れたほうがいいのかという鈴木委員のご意見について、今回は経済産業省に出すため、分かるのではないかとということでしたが、改めて、ほかの方々もご覧になる文章であることを踏まえまして、そうした記載に修正したいと思います。

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思いますが、鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木委員 どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

○露崎会長 私も一つ気になっている部分があって、配慮書のときから規模や建設予定地が変わっていますが、この方法書と配慮書は一貫性があるのですかね。例えば、たたき台の2ページの（5）の一番下の「最大高さ及び設置基数が増大しており、」というあたりはもっと具体的に何倍になったという書き方はできないのかと思ったのですが、どうなのでしょう。

○事務局（川村係長） 増大したものとして、最大総出力、風車のローター直径、最大高さ、設置基数の四つがあり、さらに、区域の絞り込みの面積についても、縮小にはなりませんけれども、何倍という数字は出せるのかなと考えているのですが、仮に何倍というのを入れるとした場合、これらの項目全てに関して入れたほうがいいのかということなのか、特にこの部分は影響が大きそうなので、この項目については入れたほうがいいのかというご意見なのか、そのあたりをお伺いできたらと思います。

○露崎会長 自分としては数字で書いてあったほうがとても分かりやすいのですよね。例えば、新しくこれだけのところに計画が出て、実は、そこが全部保安林ですというのは、これくらいの面積がという数字があったほうが非常に理解しやすいので、今言ったように、重要なところであればあるほど数字で説明していただいたほうがいいのかと思っています。

○事務局（川村係長） それぞれの項目ごとに括弧書き等で何倍と追加するようなイメージになりますでしょうか。



○露崎会長 括弧で書く書かないはどちらでもいいですし、何倍というのも別に言わなくていいのですが、最初の配慮書段階では何ぼだったものが方法書段階では何ぼになっているという書き方で、具体的にこんなに増えているでしょうというのを伝えたい、分かってほしいといえますか、そういう書き方のほうがいいときもあるのではないかと話です。

○事務局（川村係長） 今回の審議に当たっては、風車の密度が増大するという観点からいろいろなご発言をいただいておりますので、ご意見を踏まえまして、数値を入れ込む形で修正した文面をメールで確認していただいて、反映していけたらと考えております。よろしくお願いたします。

○露崎会長 ここに限らず、できましたらよろしくお願いたします。

そのほかにご意見やご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（石井課長補佐） 先崎委員が入られましたので、何かあれば伺えればと思いません。

○露崎会長 先崎委員、出席をありがとうございます。途中からになってしまいましたが、最後に、特に鳥に関して何かコメントがあったらよろしくお願いたします。

○先崎委員 この答申文（案）は、思い切って厳しい意見になってはいますが、妥当だと思います。

○露崎会長 それでは、ただいまご審議をいただきました（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業環境影響評価方法書の答申文（案）に関しましては、まず、事務局から幾つか漢字等の訂正がありました。具体的には、5ページの（5）のウの3行目は、分かりやすさの観点から「道北の四季」を「道北地域の四季」に変えること、6ページの上から2行目の「選定されているかの判断ができない」は、「の」は取ること、次に、同じページのイの上から4行目の「また、餌資源（エゾシカ）の状況の調査は、生態数を対象」のところは、「態」の字を「体」に変えること、さらに、その下のウの上から3行目の「このため、種の密度」のところは、「このため、生息密度」に変えるという変更がありました。

加えまして、2ページの（3）の文頭にある発電所の環境影響評価に係る環境審査要領に関しましては、出所が経産省であることを明示する文章に変えること、さらに、全体としての要望ではありますが、何箇所か、数字があったほうが分かりやすい場合にはそのような文章を答申文に折り込むという形で修正いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思いません。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

これもちまして今日の議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） 皆様、本日は、二つの諮問案件についてご審議をいただき、ありがとうございました。

次回の令和5年度第6回北海道環境影響評価審議会は、日程調整をさせていただいておりましたが、11月6日月曜日の午後の開催を予定しております。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

### 3. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了いたしたいと思います。

長い時間、お疲れさまでした。

以 上